

不燃化特区指定に向けた取り組みを進めています

●「燃え広がらない」街づくりへ向けて

東京都は、木造住宅が密集している地区のうち、特に重点的・集中的な改善を図るべき地区を指定し、不燃化を目的とした支援を行う不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)制度を創設しました。この制度は、各地区の取り組み内容に応じて、不燃化特区独自の支援策を提供するもので、平成32年(2020)年度までの期間限定となっています。世田谷区では、平成26年度から「北沢三・四丁目地区」、「区役所周辺地区」、「太子堂・三宿地区」が不燃化特区に指定され、新たな助成制度を始めました。

この度、北沢5丁目・大原1丁目地区につきましても、地区内の不燃化をより一層推進するため、今後、東京都へ不燃化特区指定の申請を行い、来年度(平成27年4月)からの指定をめざしています。

北沢5丁目・大原1丁目地区では、「防災街区整備地区計画」(平成12年2月)に加えて、「新たな防火規制」(平成22年5月)を導入し、防災街づくりに取り組んでまいりました。これらの取り組みに加えて、不燃化特区制度の活用により、地区の防災性の向上をさらに図っていきます。今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※不燃化特区指定による支援の内容は裏面参照

● 不燃化特区指定に関する今後の予定

東京都による指定を受けるため、本年6月末に東京都へ申請を行い、来年度(平成27年4月)制度導入に向けた準備を進めます。活用できる支援策などは、今後も「まちづくり通信」等でお知らせいたします。

※不燃化特区についての詳細は、以下の都のホームページにも掲載されています。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2013/04/22n4c200.htm>



連絡・お問い合わせ先

世田谷区北沢総合支所街づくり課
電話 5478-8031(直通)
担当 青木、渡邊、木村



* 不燃化特区制度の助成制度 *

● 不燃化特区指定による新たな支援

不燃化特区に指定されると、一定の条件に該当した場合、様々な支援を受けることができます。現在検討中の主な支援策は以下の通りです。

● 支援1 専門家派遣支援

老朽建築物の権利の移転や取り壊し、建て替え等に関するご相談に対して、弁護士や税理士等の専門家がお答えします(無料)。

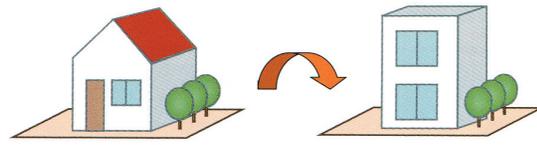


● 専門家の例

弁護士、一級建築士、
ファイナンシャルプランナー
司法書士など

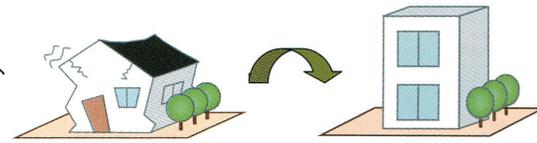
● 支援2 税制の優遇

不燃化特区内において、老朽建築物の除却や不燃化建替えを行った場合、最長5年間の固定資産税・都市計画税の減免を受けられます。



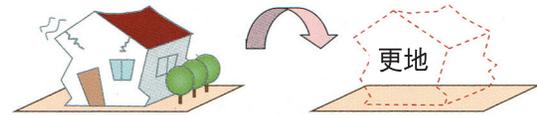
● 支援3 戸建建替え支援

不燃化特区内において、老朽建築物を除却し、不燃化建替えを行った場合、かかった費用の一部を助成します。

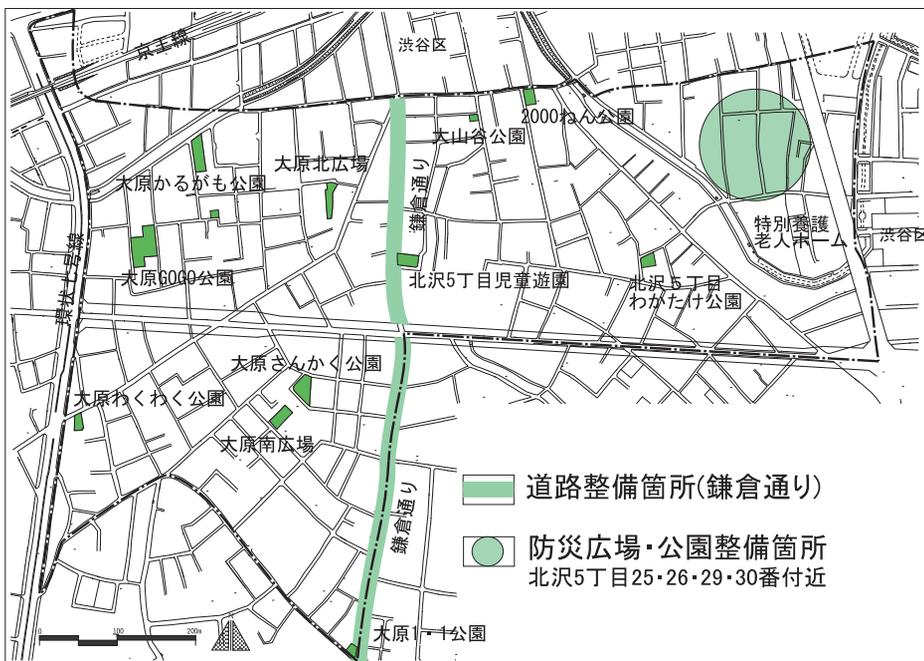


● 支援4 老朽建築物の除却支援

不燃化特区内において、老朽建築物の除却にかかる費用を助成します。



● 災害に強い街づくり推進のため、街づくり用地を探しています



世田谷区では、災害に強い街づくりを推進するため、道路・公園のさらなる整備を推進します。特に、防災上重要な道路である鎌倉通りの拡幅に取り組むとともに、北沢5丁目25・26・29・30番付近で公園用地を探しています。

建替え計画や土地の売却の情報をお寄せ下さい。